

平成22年12月27日
秋田県警察

秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する
秋田県警察の対応に関する検証結果

はじめに

本件は、110番通報を受けて現場に急行した警察官が、被害者の保護、被疑者の制圧のために懸命の努力をしたもの、被害者の殺害を防ぐことができなかつたものである。秋田県警察としては、被害者やそのご家族、ひいては県民の期待に応えることができなかつたことを重く受け止め、以下のとおり、本件における問題点等の検証を行うとともに、再発防止策を定め、二度とかかる事案を繰り返すことのないよう、組織を挙げて努力する方針を決定した。

1 事案の概要

- (1) 平成22年11月4日前4時5分25秒、被害者の妻から、「誰か来ています。侵入者が。殺すとか言っています。主人に。弁護士なんんですけど。」旨の110番通報があり、通信指令室から秋田中央警察署に対し、無線で出向を指令した。上記無線を傍受し現場に向かった機動捜査隊員は、被害者の住所地付近で電灯が点灯している家に見当を付けて車両を停止させ、A警部補が真っ先に降車し、現場を確認すべく被害者宅に向かった。運転席に乗車していたB巡査部長は、体験入隊中の横手警察署C巡査長に対し、現場到着を無線で報告するよう指示した後、A警部補の後を追って現場に向かった。
- (2) A警部補が、明かりの点いている家の勝手口に至る門扉付近に近づくと、屋外まで争う声が聞こえ、同宅が現場であると認め、一刻も早く争乱状態を解消すべく、直ちに門を開けて敷地内に入り、無施錠の勝手口から屋内に入った。
- (3) A警部補が現場の勝手口のたたきに入ったところ、2人の男性が廊下付近でもみ合っていたため、2人を引き離そうと間に入った際、うち1人の男性(被害者)が拳銃を手にしていることに気付き、暴発等による危険防止のため拳銃を持つ右手をつかみ上げた。なお、この時A警部補はもみ合い状態の2人の間に飛び込んでおり、奥様の存在については認識していない。

その隙にもう一方の男(被疑者)が同所から離れて見えなくなり、遅れて入ってきたB巡査部長もA警部補に加勢して拳銃を持つ男性(被害者)の右手をつかみ、2名で拳銃を取り上げようとした。なお、この時A警部補、B巡査部長とともに、拳銃を持つ男性(被害者)の左手を押さええたとの認識はないが、拳銃を取り上げようとする中で、一時的に被害者の左手を押さえた可能性は否定できない。

その際に拳銃を持っていた男性(被害者)と奥様から「俺じゃない」、「あっち」等と言われ、離れて見えなくなった男が被疑者、拳銃を持った男性が被害者

であることが判明したことから、つかんでいた右手を離した。

- (4) 即座にA警部補は、被疑者が直近の応接室に入っていたものと見当を付け、同室の入口付近に近づいたところ、突然、被疑者が大型の刃物を向けて真っ暗な応接室から飛び出してきたため、A警部補は咄嗟に左後方に体さばきして刃先をかわした。
- (5) 被疑者はA警部補に刃先をかわされると、そのまま被害者の方向に向かって突進し、被疑者と被害者が一緒に被害者の寝室になだれ込み、被害者が被疑者に覆いかぶさるように倒れ込んだ。A警部補及びB巡査部長が後を追って寝室に入り、被害者の下になっていた被疑者を制圧したが、その際、被害者が「刺された」と話したため、被疑者を殺人未遂で現行犯逮捕した。

2 本件における問題点等

(1) 訓練に関する問題点

犯罪現場に臨む機動捜査隊員は、これまで、術科訓練履修単位修得制度に基づき、勤務の合間に柔剣道訓練等を行い、概ねすべての隊員において必要な単位修得がなされていた。しかし、県内では重要凶悪事件の発生が少ないとから、機動捜査隊では、具体的な現場を想定した総合術科訓練の実施の必要性の認識が十分になく、今年に入ってから事件発生まで1回行われたのみであった。また、その訓練も被疑者の制圧・逮捕を比較的広い場所で行うことを念頭に実施しており、狭あいで暗い屋内での制圧・逮捕や臨場警察官相互の連携による訓練、あるいは被害者等の保護を図りながらの制圧を想定した訓練は行われておらず、結果、本件を含む様々な突発事案に対応できる訓練は十分でなかった。

(2) 装備資機材に関する問題点

機動捜査隊における警棒の携帯及び耐刃防護衣の着装については、尾行、張込み等の高い秘匿性が求められる捜査や機動性のある活動に支障が生じる懸念もあったことから、これらの常時の携帯等を義務付けてはいなかった。したがって機動捜査隊員は、通常の勤務時は警棒・耐刃防護衣を携帯等しておらず、本件においても、現場に急行した隊員は、それらの携帯等をしていなかった。本件においては、「主人のこと殺すって言っています。」等の通報内容から、それらを携帯等すべきであったが、臨場した隊員は、このことを認識していたものの、被疑者が拳銃等の凶器を持っていることまで想定せず、また、現場付近で争う声を聞き、一刻も早く事態の収拾を図ることを優先して、そのまま臨場したものである。このように、犯罪現場の個々の局面ごとに警棒及び耐刃防護衣の携帯等の判断を警察官に委ねている現行の運用では、本件のような事件に対し、的確な措置を講じることができなかつたものと言える。

(3) 通信指令に関する問題点

この種の事案を想定した具体的な通信指令の訓練が十分になされておらず、被害者の詳細な状況等について把握できないという状況があったものの、通報の内

容にかんがみ、できる限り凶器や被疑者・被害者の具体的な状況の把握、装備資機材の着装についての注意喚起に努める必要があった。

また、110番通報の受理と指令を別の職員が担当していたものの、深夜・早朝の時間帯であり、指揮体制がその他の時間に比べ薄くなっていたほか、通信指令室において、各種事案を想定したわかりやすい指令要領を掲示する等の工夫の余地があった。

(4) 警察官の現場対応について

被害者を被疑者と誤認したことについて、臨場した機動捜査隊員は、現場でもみ合っている2人のうち一方の男性（被害者）が現に拳銃を把持しているのを認め、直ちに拳銃の暴発等による危険防止に向けた措置を講じたものであり、この行為は被害者を被疑者と誤認したことによるものではなかった。

また、被疑者の逮捕に向かった警察官が暗がりから突然大型の刃物を突き出してきた被疑者による攻撃に対し、装備資機材の着装等がない中で、やむを得ず瞬間に体さばきをせざるを得なかつたものであった。拳銃を使用しなかつたことについても、屋内の狭い場所で発砲をすれば、被疑者以外の第三者に危害を与えるおそれがあると判断したものである。

3 今後の再発防止策

秋田県警察においては、本件発生の要因となった上記の問題点を真摯に反省し、本件のような事案を二度と繰り返さないため、以下のとおり、組織を挙げて、意識改革、実戦的な訓練の充実、装備資機材の活用・増強、通信指令の技能向上、弁護士会との連携等に取り組み、これらを可能な限り早期に実現することとする。

(1) 訓練、装備資機材の着装等についての意識改革の推進

これまで、装備資機材の着装等は、警察官自らの身体等を守るためのものであるという考え方方が強かつたことから、自らの身体等に危害が及ぶ可能性が低ければ、必ずしも装備資機材を着装等しなくとも被疑者の制圧に支障がないという意識に傾きがちであった。本件においては、装備資機材の着装等があれば、より高い制圧力をもって職務執行ができた可能性もあり、装備資機材の着装等は、受傷事故防止の観点のみならず、被害者の保護、被疑者の制圧のために必要であるとの意識改革を図る必要がある。

こうした意識改革は、平素から実戦的な訓練等を通じて個々の職員に至るまで徹底を図る必要があり、装備資機材の整備等の環境改善とあわせて、組織を挙げて不断の取組みを進めていく。

(2) 「毎当務訓練」の導入及び「総合術科訓練」の強化

機動捜査隊員等の犯罪現場に臨む警察官の現場制圧力等の強化のため、毎就勤時等に短時間逮捕術訓練等を行うとともに、具体的な現場を想定した総合術科訓練を少なくとも月1回以上実施することとする。また、総合術科訓練に当たっては、被害関係者とのコミュニケーションの取り方や避難誘導措置を念頭に入れた

もの及び警察官相互の連携を取り入れるとともに、狭あいで暗い場所を想定した訓練も取り入れていくこととする。

(3) 装備資機材の着装・活用の徹底

警棒及び耐刃防護衣については、本件発生を踏まえ、機動捜査隊員において的確な現場対応が図られるよう、尾行、張込み等の高い秘匿性が求められる捜査に従事する場合や庁舎内で被疑者取調べに従事する場合等を除き、警棒及び耐刃防護衣を常時携帯等することとする。

また、警じょう等の現場制圧力等の強化に資する装備資機材についても、車両から降りて現場に向かう際に、確実な携行がなされ、現場で効果的な活用が図られるよう、その車載位置等について見直しを行うこととする。

(4) 装備資機材の増強

夜間においても的確な現場把握を可能とするため、機動捜査隊にキャップライト、防御ライト等の照明資機材の整備を図るとともに、狭あいな現場においても制圧力等を發揮するため、伸縮式警じょう、小型透明防護楯等の装備資機材についても整備を進めることとする。

また、耐刃防護衣等の整備済みの装備資機材についても、より積極的な職務執行に資するよう軽量化等の改善や体制に見合う増強を図ることとする。

(5) 通信指令技能の向上等

110番通報において、現場対応に資する事項を聴取し、的確に分かりやすく指令できるよう、警察学校・職場での教養、各種重要事件を想定した実戦的訓練、技能検定制度、マニュアル等の整備を図るなど、通信指令技能の向上に向けた取組みを推進することとする。また、昼夜を問わず適切な指揮能力を有する幹部の常時配置等について検討し、深夜・早朝の指揮体制の強化や適任者の配置を進めることとする。

(6) 弁護士会との連携等

本年中、弁護士が業務を通じて面識のあった者から殺害される事案が他県でも発生しており、今後、弁護士が私人間の紛争処理等に際し、当事者等から逆恨みを受け、嫌がらせや脅迫等の行為を受けるおそれは高まることが見込まれる。

このため、弁護士から自らの生命・身体等に対する具体的な危険や不安等があるとして相談がなされた場合に迅速・的確に対応していくことはもとより、重要事件に発展するおそれのある事案の早期把握等のため、弁護士会との連携の在り方について、今後、秋田県弁護士会と検討を進めていくこととする。